主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人仙道兵太郎の上告趣意は、憲法違反を主張するが、所論のごとき事実があるとしても、、これを以て残虐な刑罰を科したものというべからざることは、すでにしばしば判例の示したところである(判例集二巻七号七七七頁)。

よつて刑訴四〇八条、により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二六年一一月二二日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官